

平成26年度 第3回府中市福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成26年10月10日（金）午後5時30分～午後7時30分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>

足立和嗣、伊藤敏春、井上喜榮、木下義明、熊上肇、近藤克浩、下條輝雄、鈴木恂子、鈴木真理子、高倉義憲、田口俊夫、塚原洋子、松村秀、横山年子、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（川田）、福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、高齢者支援課長（石川）、高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹（浦川）、障害者福祉課長（松下）、障害者福祉課長補佐兼生活係長（相馬）、健康推進課長（横道）、子育て支援課長（前澤）、高齢者支援課地域支援係長（楠本）、高齢者支援課介護保険係長（奥）、高齢者支援課介護予防担当主査（板垣）、高齢者支援課包括ケア担当主査（石谷）、高齢者支援課地域ネットワーク担当主査（三竹）、高齢者支援課事務職員（石附）、障害者福祉課事務職員（布目）、障害者福祉課事務職員（阿部）、地域福祉推進課事務職員（渡部）、地域福祉推進課事務職員（飯泉）

株式会社生活構造研究所（半田、佐藤）

■ 傍聴者：2名

■ 議 事
1 開会
2 検討協議事項

- (1) 前回会議録の確認について
- (2) 次期府中市福祉計画の素案について
- (3) その他

3 閉会

■ 資 料 資料1 平成26年度第2回府中市福祉計画検討協議会会議録

資料2 府中市福祉計画 素案

資料3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案

資料4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期） 素案

資料5 障害者計画・障害福祉計画（第4期） 素案

参考資料1 福祉エリア6地区のデータ

参考資料2 府中市福祉計画（案）のパブリック・コメントについて

1 開会

事務局： 本日はお忙しいところ、また夜間にもかかわらずご出席をいただきまして誠に有り難うございます。ただ今から平成26年度第3回府中市福祉計画検討協議会を開催させていただきます。本日の会議は、委員16名中15名にご出席いただいております、定足数を満たしております。

議題に入る前に、資料の確認をさせていただきます。事前送付資料は、資料1から資料5でございます。本日お配りした資料は、議事次第、参考資料1、参考資料2でございます。

本日の協議会でございますが、お手元の次第に基づきまして、前回協議会でご協議いただきました福祉計画と、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の各分野の計画の素案につきまして、前回からの修正点を中心に説明をさせていただきます、委員の皆さまにご確認をいただくという予定となっております。本日がパブリック・コメント前の最後の協議会になります。パブリック・コメント手続きにつきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

本日は、傍聴希望の方が2名いらっしゃいますが、入場していただいておりますでしょうか。

(異議なし)

それでは傍聴希望の方に入場していただきます。

続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

2 検討協議事項

(1) 前回会議録の確認について

会長： 皆さまこんばんは。それでは議題に入りたいと思います。まず資料1の前回会議録の確認でございますが、いかがでしょうか。変更はなしということでしょうか。それでは会議録が承認されたということですのでよろしくお願いいたします。

(2) 次期府中市福祉計画の素案について

会長： それでは、まず資料2の福祉計画、資料4の高齢保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)は、だいぶ変わったところがございますので、それらを先に説明していただき、そのあと資料5の障害者計画・障害福祉計画(第4期)、最後に資料3の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画について説明をしていただきたいと思います。

(事務局より、資料2について説明)

会 長： 資料2の福祉計画の素案でございますけれども、ご意見等はございますでしょうか。

子ども・子育て支援分野と健康分野の進行状況を含めて、どうかたちになっているのか、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事 務 局： 子ども・子育て支援計画と保健計画「健康ふちゅう21」につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、子ども・子育て支援計画でございます。子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から開始されることに伴い、新たに計画を策定しております。幼児保育、幼稚園や保育園のサービスを、いかに安定的に供給するかというところが中心テーマとなっております。質の高い幼児期の教育・保育ということで、子どものための保育給付や、利用者負担、質の確保に関するところを中心に施策を展開することになっております。

ただ、府中市の子ども・子育て支援計画につきましては、国で求められている教育・保育サービス量の確保という点にとどまらず、現行計画の次世代育成支援行動計画も引き継ぐということになっておりますので、そちらの部分もあわせて作成をしているところでございます。

今週も子ども・子育て審議会がございまして、そこで大体の素案が固まった状況でございます。ほぼ福祉計画と並行して計画の策定を進めているところでございまして、素案が固まった上でパブリック・コメント手続きを実施するというところで進んでおります。

次に、府中市保健計画「健康ふちゅう21」及び食育推進計画の進捗状況についてご報告をさせていただきます。健康増進法、並びに食育基本法に則りまして、各市町村の行動計画として、食育も保健事業との連携に含め、健康推進課が事務局となって計画策定の手続きを進めております。

それぞれ策定協議会をもちまして並行して進めております。特に保健計画では、最近、特に力を入れている心の健康づくりや、ソーシャルキャピタルという地域づくりという視点での保健施策の重要性というところも協議されているところです。昨日は食育の協議会、先だって保健計画の協議会で素案を作成しまして、これからパブリック・コメント手続きを実施いたします。今回はパブリック・コメントの結果も含めて検討していく予定です。

会 長： 各計画を一緒にパブリック・コメントに出すという考えでよろしいですか。

事 務 局： 若干何日かずれますが、同じ時期に、11月を中心にパブリック・コメント手続きの実施を予定しております。各計画を一緒にご覧いただけるようなかたちを考えております。

委 員： 資料2の42ページですけれども、私のところが載っていないものですか、載せていただければ有り難いと思います。第5地区です。

事 務 局： 申し訳ございません。平成26年1月1日現在のデータでございましたので、4月からの開設ということで載せさせていただきます。

委 員： 31ページに、ソーシャルキャピタルの説明が文章の中に入っているのです

けれども、注書きということで文章外に出されたほうがいいのではないかなと思いました。

それから、27 ページの3 の文章の中で、さまざま主体と協働して進める市民「中止の」となっていますが、誤字ですので「中心の」に訂正してください。

また、39 ページの文章について、府中市の福祉エリアの図表の上の文章で、「考えることとします」という表現がありまして、もう少し積極的な文言にならないでしょうか。障害福祉分野では、「検討する」といった文言を極力避けました。「検討しなければいけない」などと文言を残したものもありますけれども、「検討する」というのは「何もしない」ということと取られますので、なるべく市の積極的な姿勢が出るような文言にしていきたいと思います。

事務局： ご指摘有り難うございます。誤字・脱字につきましては、再度確認いたします。申し訳ございませんでした。表記につきましては、市でできることと、できないこと、市民にお願いすること、というようなかたちで、なるべく明確に書く方向で考えております。可能な範囲で明確な表現にするよう対応させていただきたいと考えております。会長、副会長とご相談させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

会長： 1990 年以降、それまでは「検討する」など、役所の資料が全部そういうかたちだったのを、それでは駄目だということで、エンゼルプランから始まって、具体的な数値を出すという流れになっています。「考えることにします」というのは何もやらないのではないかとよく言われますので、文言の整理をお願いしたいと思います。

委員： 38 ページの図表の総合的・包括的な相談支援のイメージ図のところ、専門機関として保健センターの扱いはどうするのかと思ひました。「総合相談（市）」というところに「保健」とあるのですが、これは総合相談の窓口だと思うので、保健センターも健康のことを扱う専門機関としては、専門機関のところに入るのかなと思ひました。

事務局： ご指摘有り難うございます。専門機関につきましては、各計画に関わる専門機関を入れていくかたちで構成をさせていただきたいと思ひます。

委員： 39 ページに、文化センター圏域、あるいは中学校区の 11 圏域、こういうものがあるのですがけれども、パブリック・コメントに出すのであれば、福祉エリアの 6 地区だけでなく、新しい試みであるこの 11 圏域から地域福祉コーディネーターとの関連性を含めた新しい案を作るべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

事務局： 府中市の場合、業務により様々な圏域を設定しているところがございます。ほかの自治体ですと、圏域が 1 個で、共通の圏域を使って業務を行っていくということがあるのですがけれども、府中市の場合には業務にあわせた圏域をそれぞれ設定しているという特徴がございます。

要は、業務ごとにその範囲が変わってきますので、業務を行う上では効率は良くなるのですが、ほかの業務と連携をする際は支障になっているという

部分がございます。それを少しでも緩和するために、地域での連携ということで、地域福祉コーディネーターを今回提案させていただいているところではございます。可能な範囲でどこまで具体的に書けるかというところを少し考えさせていただきたいと思います。

実際にすべての業務を統一的な圏域にするというのは、かなりの支障が出る場所もございますので、例えば防災訓練であれば、学校区域にどうかたちで福祉エリアの各機関が協力できるかなど、個別の事業で組み合わせながら、一個一個構築していくというような流れで連携を図っていくことを本計画では考えております。ですので、その辺りをもう少し具体的に書けるよう工夫をしたいと思います。

委員： それでは結局、縦割り行政の最たるもので、新しい方向で進むということにはなっていないと思うのです。素案をみましても、共通する部分が多々あると思いますので、そういったところを1つにまとめていくためには、もう少し細かい分け方で地域に対応できるようなことをすべきではないかと思います。

私も府中市のボランティアの会員になっておりますが、ボランティアの募集が月2回ほどくるのですけれども、地域のお子さんの登下校の付き添いなど、そういうボランティアの募集があるのですが、自分の住んでいる地域であればある程度対応できそうなどところもあるのですが、やはりある程度時間に制約されるとか、日数に制約されるとかということになると、1人では対応できないので、11地域で、もう少し細かく対応するように、例えば、自治会や老人会でグループをつくって、そういうボランティア、見守りのお手伝いなど、もっと細かい対応ができるかと思うのですね。そういった点を含めて、新たな福祉計画をつくる以上、もう少し改革的な案を提示してパブリック・コメントに出していただきたいと思います。

会長： 確かに福祉関係は6つのエリアということで行っていましたが、おそらくこれをつくった時点では、高齢化や子どもの問題、障害の問題を含めて、そんなに大きな問題ではなくて、6つに当てはめたというかたちになっていると思います。現状を考えれば、そういう問題がものすごく山積みになっているわけですから、きめ細かく対応ということを考えれば、委員のご発言のように、きちんとした区分けをしていくことが必要かなと思います。

それで、すべての関係機関が連携を取ることを目指すということですが、連携というのは逆にいうと、誰がやるの、ということで中途半端になってしまう。本来ですと、統合するなどそういう言葉を入れれば、きちんとなっていくのかなと思いますけれども、ぜひその辺も、将来を含めて、しっかりと考えていただきたいと思います。いずれにせよ地域福祉コーディネーターの制度に直結していきますので、確認をさせていただければと思います。

委員： 今、ちょうど社協さんが地区社協を立ち上げる動きがあります。そういったところとも地域福祉コーディネーターと関連はあるかと思ったのですが、いかがでしょうか。これは社協さんに聞くべきなのかもしれないですが。

事務局： その辺りにつきましては、地域福祉計画にも記載しているのですが、確かに社会福祉協議会で、地区社協ということで地域の住民の方の力を借りながら地域の福祉的な生活課題を解決していくという取り組みを始めたところ
です。市はそれを支援していくということで、様々な施策の中でも取り組みを記載させていただいているところです。今、実際に行っているのは、モデル地区というかたちで1地区を取り上げて組み立てをしているところで、その取り組み状況によって、どの程度の規模が適切かデータを取った上でほかの地区に順次展開することを社会福祉協議会では検討しております。福祉エリアの考え方も、それを踏まえた上での再編、修正などを進めていくという方向性となります。

委員： 若干補足させていただきますが、今、第2地区で3回、地区社協についての説明会を開催しまして大変反響を呼んでおります。地域の自治会長さんからPTAの皆さんに大変関心を持っていただいて開催しておりますが、いずれ文化センター圏域に広がっていくのか、地域の社会資源をたくさん活用して、高齢者の方、障害を持たれた方、また児童の虐待への対応など、モデル地区で活動しているところでございます。

会長： また後で福祉計画部分に戻りたいと思いますけれども、次に、資料4の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の説明をお願いしたいと思います。

（事務局より、資料4について説明）

会長： かなりいろいろなところが変更になっております。ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

82ページの、一般介護予防事業の対象者といわれる方は、例えば、要介護認定で、自立と受けた人が対象になるということでしょうか。

事務局： 124ページの図をご覧くださいと、よりわかりやすいかと思えますけれども、要介護認定の非該当の場合につきましても、総合事業の一般介護予防事業を使える場合があるということで想定されているものでございます。

ただ、非該当の場合につきましては、実際にはこういったサービスを使うことがあまりないのかなというところがあるかとは思いますが、設定では使えるということにはなっております。

会長： 非該当者が一番、介護予防のいろいろなことをしないと要支援から要介護に入っていくという流れで、国でもそういうところを含めて、介護予防事業の実施目標を決めていたはずなので、しっかりと対応していただければと思います。

事務局： その辺りも含めて、実際の展開のときに修正させていただきたいと思えます。

委員： 一般介護予防事業ですけれども、124ページの図には、全ての高齢者が利用可、とありますので、二次予防事業と異なるという理解から、要するに要

介護の方でも、例えば支援活動の場所づくりの場に参加するとか、これからさらに参加するということは可能だという理解でよろしかったでしょうか。

事務局： お見込みの通りです。

会長： 介護保険事業計画は来年度が第6期で、3年間新しい制度が始まります。市町村に事業がだんだん丸投げにされるという状態ですので、その辺についても、しっかりと対応していくという流れになっていくと思いますので、そういう意味では、確認するところがだいぶあるかと思います。

委員： 125 ページのところに、一定以上の所得の方の2割負担という記載があるかと思うのですが、適用は来年の2月からですよ。市民の方々にこのところがしっかりと浸透していませんと、現場は混乱すると思うので、もう少しはっきりとお知らせしてほしいと思います。それから、特養の入所は原則要介護度3以上の方など、いろいろと課題も多いことかと思うのですが、制度の根幹のところでの変更部分も、第6期の計画の中で市民の方への浸透を図っていただきたい。少なくともこう変更しますということは、もう少し前面に出していただかないと戸惑うかなという感じもします。地域の福祉計画ではなくて、法改正によるものだとは思いますが。

事務局： 制度改正については、資料4の61 ページに、計画策定にあたっての国の動向ということで、主に重点化・効率化の動き、地域包括ケアシステムの構築、予防給付について記載しているところがございます。

制度改正の概要については、国からガイドラインということで示されてはおりますけれども、細かい内容につきましては国から追加の情報がきておりますので、それを踏まえて、次回の協議会で介護保険料などをきちんとお出しできる状況になりましたら確定してくると思いますので、お知らせをしていきたいと思っております。

委員： 1割負担、2割負担の部分というのは、高齢者の医療保険と同じようなかたちで、本人に証が示されて、個別に自分は1割とか、2割とかという認識を持って、それと介護保険証をセットでサービス事業者のところに出して使っていくというような仕組みになるのですよね。医療保険と同じような形になると思われますので、わかっている範囲のところだけでも丁寧に、できるだけいろいろなチャンスを捉えて、大きな変更をする部分については利用者にPRしていただきたいなと思います。

事務局： 改正点というかたちで載せているところではあるのですが、具体的な周知という部分に関しては、市としてもしっかり行っていきたいと思っております。この制度が平成27年4月施行ということで、所得の何を基準にして、どう判断するのか、資産ですとか、その辺も確認するようなどころもあるのですが、現時点でそれをどういうかたちで実施するのかという部分がまだはっきりしていない部分がありますので、載せられるところに限度があると思います。読んでいただく市民の皆さん、関係する方がこれを見て、こういうことがあるのだな、とわかるようなかたちで最大限載せられるように進めたいと思っております。また、周知という部分に関しては、皆さんにわか

りやすいようなかたちで、この計画案とはまた別に対応していきたいと考えております。

会長： 周知をしっかりとさせていただくということでお願いしたいと思います。

委員： 言葉の意味なのですが、63 ページの②の真ん中に、「新旧コミュニティ」という言葉が出てきますけれども、「新」は何で、「旧」は何なのかということがちょっと理解できなかったのですが、高齢者の多い地域と若い世代がいるコミュニティという理解をすればよろしいのでしょうか。

事務局： お見込みのとおり、古くからお住まいの方が集まっているコミュニティと、府中市は東京郊外のベッドタウンでもありますので、新しく住まれた方のコミュニティ、これらがうまく交わっていない部分がございますので、そういったところを表現したものでございます。

委員： 来年4月から諸々が変更になることを、サービスはどのように変わるとか、今まではこうだけれどもこういうふうになるというケースとか、金銭面のことも確かにあると思うのですが、その違いを説明に出したほうがよりわかりやすいのではないかと思います。

会長： その辺も含めて、いずれにしても周知、広報をするということでお願いしたいと思います。

それでは、資料4についてはまた後で総合的にまとめて質問やご意見をいただきたいと思います。次に、資料5の障害者計画・障害福祉計画（第4期）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

（事務局より、資料5について説明）

委員： 101 ページの③就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合というところについて、30%は目標なのですか。30%はずいぶん大きいなと感じているのですけれども、それをお聞きしたいなと思います。

事務局： 就労移行率が30%ということは、全障害者の中で30%の方が就労するというのではなく、就労移行支援を行っている事業所について就労移行率30%をクリアしている、ということの数値になります。

委員： 事業所は5か所ですか。

事務局： 5つの事業所がございます。

委員： 就労している人の人数はどのくらいなのですか。

事務局： そんなに多くはないのですけれども、ある事業所ですと、就労移行ということで通われている方が5、6名という、そのような対象事業でございます。その中でなんとか就労に結びつける、就いた方を増やすという目標でございます。

委員： これはあくまで目標ということですね。

事務局： 障害者の就労ということで国も力を入れておりますので、市としても、なんとか目標はクリアしたいと考えています。

委員： わかりました。

会 長： 再度確認しますが、これは一般就労という意味合いでよろしいので
すね。

事 務 局： 一般就労です。

会 長： そのほか何かございますか。

100 ページの（２）地域生活支援拠点等の整備に関する目標について、表
の目標値に、29 年度末の整備数ということで1 か所と書いてありますけれど
も、これは3 年間で1 か所整備する予定でいるということによろしいでしょ
うか。それとも、もう目星がついていて、ここを指定しながら整備を進めま
すよというものでしょうか。

事 務 局： 地域生活支援の拠点の事業所となりますと、いろいろ制約がありまして、
一例をあげますと、24 時間対応しなければいけないということがありますの
で、その辺りはやっていただける事業所をお願いして確保していくというこ
ろがございます。そのためには、ある程度、市でも応援する体制をつくら
なければいけないと考えています。

委 員： 質問ですが、一般就労について、一般事業所、市内に大きな企業も
ありますけれども、そういうところへの働きかけはどのようにお考えになっ
ておられるのでしょうか。

もう1 点、112 ページの（6）障害のある児童に向けたサービスは、次世
代育成支援や子ども・子育て支援というような計画に、障害があっても次世
代を担う子どもたちであることにはかわりがないので、そちらのほうに再掲
するようなお考えはあるのでしょうか。

事 務 局： 1 点目の就労について、企業に対する取り組みでございますけれども、現
在、市が委託している心障センターの就労支援事業の中で行っております。
個別の案件をハローワークと連携しながら進めていくのですけれども、就労
が決まるのがゴールではなくて、そこから継続して働いていくということが
大変重要な課題でありますので、ハローワークと担当職員がこまめに企業
を訪問して、障害者の特性の理解を求めていくというような活動を行って
おります。今後3 年間についても、積極的に事業展開していきたいと考えて
います。

2 点目の子育ての計画にも掲載するかということですが、障害のある子ど
もへの支援については、個別計画として障害者計画・障害福祉計画で掲載
するようになっております。子ども・子育て支援についての全体的な計画は子
ども・子育て支援計画に載せて、障害のある子どもを対象とする事業につ
いては障害者計画・障害福祉計画に載せることになっております。

会 長： ハローワークと心障センターを含めて、就労支援における連携をいろいろ
やるということですが、それについてはジョブコーチかなにか
を配置しているのですか。

事 務 局： 就労移行支援を行っている事業所にはジョブコーチの方がいらっしゃいま
して、そこで実施しているものもあります。また、東京都の助成金を活用さ
せていただきまして、地域での就業機会開拓のコーディネーターという方が

いらっしゃいますが、その方が企業に働きかけをするというものもございません。

委員： 112 ページの（6）障害のある児童に向けたサービスについて、見込量の表の障害児相談支援の実績数が本当に少なく、第4期の計画値は多くなっていますが、この相談支援の内容をご説明いただきたいのですが。

事務局： 障害のあるお子さんについて、どのような療育が必要であるかなどの見込量や、どういったものが必要かということや、日常生活で困っていること等の相談を受けるようになります。具体的には、サービス等利用計画を立てて、障害のあるお子さんの支援をしていくということで、介護保険でいうケアプランのようなイメージで考えていただくとわかりやすいかと思います。

委員： 24年度1件、25年度4件、26年度8件という実績ですが、27年度の計画値から急に増えるのは、制度が変わってくるという影響ですか。

事務局： 実績値につきましては、障害のあるお子さんについての相談を1人または4人しかしていなかったということではなくて、国の求めている利用計画を作成した人数です。利用計画の作成は軌道に乗りつつある状況ですので、それをさらに進めていく状況になっております。

委員： 111 ページの（7）点字奉仕員養成研修事業は、計画値人数が決まっているのですが、何か意味があるのでしょうか。

事務局： 実績に基づき12人を目標値としているところです。

委員： この点字講習会は社協で行われているのですが、いつも午前中など都合のつかない時間帯ばかりなので、もう少しいろいろな角度で広げていただければ、ボランティアで参加される方が増えると思います。そういう点をもっと少し検討していただければと思います。

事務局： 点字と手話の講習会を行っているのですが、手話は希望が多く、昼間の時間帯、夜間の時間帯に実施しています。点字は、講習をお受けになる方も少なめだということで、現在、時間帯が限られています。講習の時間帯の拡大については検討させていただきたいと思います。

委員： 生活支援事業に関係して、108 ページの基幹相談支援センター等機能強化事業については、第3期、第4期と、計画は無となっていて、これは地域生活支援拠点がないこととの関連ではないか、ということが1点目です。

それから、88 ページの③学校教育の充実で、事業番号82の通学時等の支援の検討というところで、いわゆる通級、例えばひとり親の方や共働きで保護者が付き添えないがゆえに、ニーズとしては通級に該当する状態の発達障害を何かしら抱えている子が通級に通えないというようなイメージも含め、ここは固定級に限らず、通級のような通学時の支援ということも込みで考えているのでしょうか。

事務局： 1点目の基幹相談支援センターと地域生活支援拠点については考え方が違うもので、拠点については24時間対応で障害者の地域生活に必要な相談や緊急時の受入れなどを行うところを指すのに対し、基幹相談支援センターは、障害について、誰でも何でも相談が受けられるような、簡単に言うとそ

うイメージです。

2点目の通級のお子さんの通学時の支援についてですが、障害のあるお子さんが特別支援学校に通っていて、それから地域の小学校に通うという、副籍制度が平成27年度から始まります。それも含めて、家から学校までは特別支援学校だとバスで通学するのですけれども、特別支援学校から副籍校まで、または家から副籍校までの通学時の支援については、教育の部門と連携してどう支援していくか、ここで大きく変わってくると主管課としては考えています。

会長： いずれにせよ、教育については来年度から少しずつ特別支援学校と地域の学校とが連携して支援を行っていくという流れになっていますので、どこかの項目でその辺も含めて考えていただければと思います。

それでは、次に資料3の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局より、資料3について説明)

会長： 何かご質問はございますか。一部、名称の変更ということでございます。
委員： 保健計画「健康ふちゅう21」の関連事業が、80ページの目標2のいきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進というところに載っているのですけれども、(1)の①健康づくりへの支援の事業の並べ方について、事業番号26の成人健康診査・各種検診が最初に記載されていますけれども、まず事業番号28のライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携という大きな括りの事業を最初にして、次に29の健康管理の促進、そして26、27と並べ替えたほうがいいかなと思いました。

もう1点は、心の健康づくりについて触れられておりませんので、追加していただく必要があるだろうと思います。

事務局： ご指摘のとおり、①健康づくりへの支援につきましては、事業がきれいに並んでいないという印象を与えますので、修正させていただきたいと考えております。

心の健康づくりにつきましても、保健計画では大きなテーマとして取り上げておりますので、追加する方向で調整させていただきたいと思います。パブリック・コメントに間に合うかどうかにつきましては、会長、副会長に相談させていただきたいと思います。

委員： 80ページの事業のところでご説明いただきましたけれども、80ページ上段の文章のところにも「支援を必要とする高齢者や障害のある人等が、誰もが住み慣れた地域で安心してくらしらせるよう」という言葉があるのですけれども、この自主的な健康づくりのところと、先程、高齢者の計画のところと位置づけられているものとの関連性は、これはこれ、あれはあれというかたちでなさるのでしょうか。例えば、社協さんから発信されるようなものになるのでしょうか。その辺を教えていただきたいと思います。

事務局： 80ページの事業番号30の自主的な健康づくりへの支援につきましては、保健計画でかなり重点的に第1次の計画から進めておりました、ご自分で取り組んでいるサークル活動やウォーキングなどの活動への支援という意味では、高齢の計画とも、かなりリンクする部分があるかと思えます。

ただ、そのところを意識して盛り込んだかという趣旨のご質問については、明確に記載できていない部分があるものですから、保健計画の中での位置づけも含めて、地域福祉計画において、地域の中での取組としても位置づけるということにしています。

委員： 80ページの健康づくりへの支援については、市のPRもあってだんだん健診を受ける人が多くなってきて、ぜひもう少しPRしていただきたいと思っております。そして、その中で多く見られる疾患としては、高血圧、高脂血症、特にいろいろ問題が出てくる糖尿病などが発見されることが多いので、非常に良いことだと思いますので、市も頑張ってくださいと思います。

会長： それでは、今まで確認しました資料2から資料5について、総合的なものを含めてご意見等を伺いたいと思います。

委員： 資料2の39ページについてです。福祉エリアが今まで6地区であったのが、地域包括支援センターの圏域として11地域に増えています。いろいろと仕事が多くなってきたからこのようにしたのかなと思っておりますけれども、地域包括支援センター間の連携はうまく取るようにしていただきたいと思えます。

会長： おそらく普通ですと、基幹型とか、複数の地域包括支援センターを統括する支援センターがあるのですが、府中市はそのシステムがないものですから、逆に言えば市がその代わりとしてきちんと対応するということになるかと思えます。その辺、どうでしょうか。

事務局： 地域包括支援センターごとの連携の動きにつきましては、連絡会がございしますので、状況を確認しながら対応していきたいと思えます。

委員： 文言の統一を考えていただきたいということと、地域の分割の仕方について、ここはやはり行政として、区分をはっきりさせていく必要があるのではなかろうかと感じました。

委員： 来年度からは新しく制度もいろいろ変わりますし、私たち民生委員も、地域の障害者の人や高齢者の人たちの中に入って、地域包括支援センターや社会福祉協議会が今力を入れている地域福祉についても勉強しながら、一所懸命活動していかなければいけないなとつくづく思いました。

委員： 自治会という立場で考えると、地域福祉コミュニティをいかにつくっていくかということに大きな意義を感じているところであります。ただ、これは本当に地域の皆さんとお話し合いをしながら具体的に検討していきませんか、まさに絵に描いた餅になってしまうと思えますので、実質的な、地に足のついた活動をする中で、具体的には社会福祉協議会を含めて、十分なお話し合いをする中で貢献できるように努力をしていきたいと思っております。

会長： それでは、ほかに何かございますか。

委員： 先程お話のあった障害者の就労に関して、就労先としていろいろな民間の事業所にあたるということのほか、今、市が委託してシルバー人材センターで公園の掃除を行っているわけですが、そういう市で委託しているようなものに対して、障害のある方でも働けるところがあるのではないかと思いますので、ご検討いただけたらよろしいのではないかと思います。

事務局： 障害者の就労は、10人いれば10人すべて違うような状況がございまして、一般企業に就労する方もいれば、作業所等で公園清掃や内職などを行う方など、今、様々な働く場があります。公園清掃につきましては、市内の作業所で分担をして作業を受託しているという状況があります。これについては引き続き実施してまいりたいと考えています。

会長： ほかにございますか。それでは副会長から、まとめも含めてご意見を願いたいと思います。

副会長： 地域福祉、障害者、高齢者、すべての計画が制度に合わせて対応していかなければいけないということで、何か大きな全体の流れのようなものを記述する余裕があまりなくて、そういう意味では専門的にはとても緻密なものであっても、市民がみたときに、ちょっと理解できない計画になりやすいのかなという感じを持っております。

福祉計画の中で大変苦勞していただいたところだと思うのですが、資料2の38ページ、資料3では71ページですが、総合的・包括的な相談支援のイメージ図について、大変重要な図で全体の感じがよくわかるのですけれども、緻密ですべてに配慮しているがゆえにちょっとわかりにくい図だなという感じを持ちました。矢印がいろいろあって、とても細かく書いていただいているのですが、非常に難しいところだと思うのですが、もう一工夫をお願いしたいと思います。

それから、高齢者の計画のほうでは、事業者の方は混乱して大変だと思っているのですが、そのことについて、この計画でなかなか触れられないというのもじくじたる思いでございます。高齢者の計画の中では83ページから84ページのところに、ボランティアのポイント制がほかの自治体では結構普及しているということをござわざ入れて、府中市では無償の考え方を基礎として市民の協働を求め、協働を進めてきましたと言いつつも、なおこの有償ボランティアの制度の導入を検討しますと記載しました。これが地域福祉の計画にあるかなと思ってみたのですが、何も触れられていないようでした。いずれ市民の働き方も、全く無償で地域コミュニティの中でボランティア活動をするというよりも、将来は介護保険の軽減など自分に見返りがあるようなかたちのボランティアや地域貢献をする市民、こういう記述を、今回は無理でも次回の地域福祉計画の中に入れてはどうかと思っています。かなり個人的な意見だと思いますけれども言わせていただきました。

会長： 有り難うございました。

検討協議事項の(2)次期府中市福祉計画の素案については、これで終了させていただきたいと思います。それでは、(3)その他について、事務局か

ら説明をよろしく申し上げます。

(3) その他

事務局： 本日委員の皆さまからいただきましたご意見、ご要望等につきましては、パブリック・コメント前に出来る限り対応させていただきたいと思っております。

また各計画で齟齬もごございますので、その辺を改めて確認をした上で修正をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、パブリック・コメントの説明をさせていただきます。参考資料2をご覧くださいと思います。地域福祉、高齢者、障害者の3分野の計画と総論の福祉計画につきまして、府中市福祉計画（案）として公表して、広く市民の方のご意見をいただくという手続きでございます。そのご意見を反映した上で、正式な計画として策定するものでございます。パブリック・コメントの実施期間としましては、11月5日から1か月間を予定しております。市のホームページ、市役所、文化センター等に計画案の冊子を配置してご覧いただくという手続きになっております。

市民の生活に影響するような計画策定の際には、それを事前に公表して市民の方にご覧いただきご意見、ご要望をいただいた上で正式な計画を策定する手順でございます。詳細につきましては、参考資料2に記載のとおりでございます。

パブリック・コメントの結果につきましては、次回の協議会で報告させていただきます。パブリック・コメントでいただいたご意見等のとりまとめと、どのように計画案に反映したかというところを、改めて委員の皆さまにご確認いただきたいと存じます。来年1月頃を目処に委員の皆さまにご覧いただけるかと考えております。委員の皆さまには改めて次回の協議会の日時や場所につきまして、ご連絡を差しあげたいと思っておりますので、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

会長： パブリック・コメントを1か月近く行いまして、それらを含めて修正した計画案を、1月に協議会を開いて確認をするというようなかたちになるかと思っております。よろしくお願いいたします。それでは、第3回府中市福祉計画検討協議会を終了させていただきます。本日はどうも有り難うございました。

(閉会)